

DMO設立支援業務委託仕様書

1. 業務名

DMO設立支援業務

2. 業務の目的

白子町では、近年の旅行者ニーズの多様化、コロナ禍を経た観光の潮流の変化等を背景に、これまで本町の観光を支えてきた観光関連事業者のみでなく、町民や地域内の多様な事業者により町全体として観光を振興していくことを目的として、令和5年度に「誰もが“健幸”になれるまち」をスローガンとした『白子町観光振興プラン』を策定した。

地域としての観光交流の推進においては、地域内外の多様な主体と連携したマーケティング視点で観光施策の展開などを行う推進主体が必要となることから、観光振興プラン実施の初年度において早急に推進主体を形成するとともに、観光庁が定める「観光地域づくり法人(DMO)」候補法人への登録を行う。

本事業は、地域内の関係者と議論を行い、白子町におけるDMOの位置づけ、役割等を明確に示すとともに「形成確立計画」の作成等の伴走支援を行い、「白子町DMO」(仮称)の立ち上げを行う。また、設立後においても法人の運営に対し指導及び助言等をする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日 から 令和7年3月21日まで

4. 業務内容

受託者は、DMO設立に向けた町内の基盤形成、DMOの形成、観光庁へのDMO登録及び設立後の運営に必要な次の作業を実施する。

(1) 推進主体となる組織の設立手続き支援

DMOの基盤となる法人の設立において、定款作成及び登録等に必要手続きの支援を行う。(登録印紙税も委託費に含む)

(2) ボードメンバーによる協議の実施

庁内交流関連課、白子町観光協会及び白子町温泉ホテル協同組合等の主要な関係者によるボードメンバーを形成し、DMOの担うべき役割、具体的な業務内容及び関連組織の役割分担、財源等の組織形成の議論を行う。

ボード会は最低3回実施するものとし、必要となる資料等はDMO形成に関する専門知識を有する者が行い、会議終了後においては、都度、議事録を作成し速やかに事務局に共有する。

(3) 委員会の設置と実施

DMOの運営においては、地域内の多様な主体の合意形成を行う体制の構築が求められている。DMO登録以降も継続してDMOの活動を支えるための、関係団体・事業者による委員会(ワーキンググループ)を設置し、DMO形成の進捗状況を共有し

ながら多様な関係者の合意形成、白子町における観光交流ビジョンの共有を行う。

委員会は最低3回実施するものとし、必要となる資料等はDMO形成に関する専門知識を有する者が行い、会議終了後においては、都度、議事録を作成し速やかに事務局に共有する。

(4) 形成確立計画の作成支援

ボード会での議論等を踏まえ、形成確立計画の作成を推進メンバーと共に行う。組織体制づくり、マーケティング視点でのターゲット設定、KPIの設定等、DMO形成に知見を有するものが行い、不足資料等の収集及び整理等も併せて支援する。

(5) 観光振興計画の施策の推進支援

令和5年度に策定した『白子町観光振興プラン』における下記の施策を推進する上で、設立後においても先進事例や運営における指導・助言等をする。

- (1) 町内資源の整理とストーリー化・情報発信
- (2) “健幸”を体感できるプログラム（過ごし方の提案）づくり
- (3) 来訪者への情報提供などソフト面での環境整備
- (4) 観光施設等のハード整備
- (5) 「観光まちづくり」への住民参加の仕組みづくり
- (6) 地域製品の活用など、町内・地域内バリューチェーンの構築
- (7) 地域外の観光推進団体、関係事業者との連携
- (8) 観光人材の育成

5. 業務の成果品及び提出期限

- (1) 業務完了報告書 5部（令和7年3月21日まで）
A4版・表紙及び本文4色カラー刷り
- (2) 上記成果品の本町の指定する形式
(Ms - Word、Ms - Excel、PDF等)の電子データ
(随時電子メールで提出するものとし、業務完了時はCD-Rで提出)

6. その他

- (1) 本件契約に基づき、事前に本町の許可を得て第三者に再委託を行った場合において、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うとともに、再委託先に本件契約と同様の義務を負わせるものとする。
- (2) 本件契約に従い本町に納入する成果物の所有権及び著作権は、納入された時に白子町に帰属するものとする。ただし、受託者または第三者が従前から著作権を有している場合を除く。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議を行い決定するものとする。